

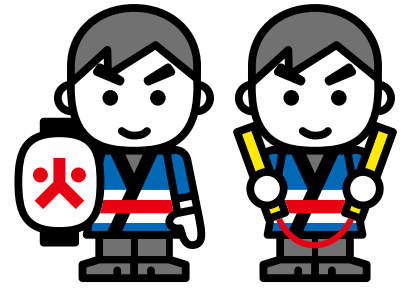
3月1日(金)～7日(木)は春季全国火災予防運動

火を消して 不安を消して つなぐ未来

この運動は火災が発生しやすい時期に、火災予防意識の一層の普及と火災発生防止を行い、逃げ遅れなどによる死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

今回は住宅用火災警報器についてご紹介します。

富士山南東消防本部裾野消防署 ☎995-0119



住宅用火災警報器を 設置しましょう

消防法の一部が改正され、平成21年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器とは

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたりと五感によって気づくことがほとんどです。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などは、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅用火災警報器を点検・確認しましょう



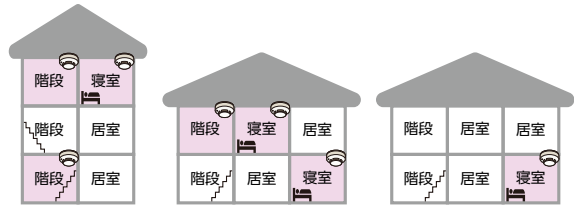
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。住宅用火災警報器のボタンを押す、

またはひもを引いて音を確認しましょう。設置時期を調べるには、住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。住宅用火災警報器は、寿命と言われている10年を目安に「本体ごと」交換しましょう。

住宅用火災警報器の設置場所

住宅用火災警報器を取り付けなければならない場所は、寝室と階段です。リビングや居間で就寝している場合も設置する必要があります。また、寝室(寝起きをする場所)が3階にある場合は、1階と3階の階段部分にも設置する必要があります。なお、これらの場所には、煙を感知するタイプのものを取り付けてください。台所に関しては設置義務はありませんが、設置する場合は熱感知式の住宅用火災警報器をお勧めします。煙感知式の場合、料理等で発生する煙を感知して発報してしまう可能性がありますので注意してください。

設置場所の目安



住宅用火災警報器を設置する場合の注意点

(天井取付タイプ)

- ・壁から、熱感知式の場合は40cm、煙感知式の場合は60cm以上離す。
- ・エアコンの吹き出し口から1.5m以上離す。

(壁取付タイプ)

- ・天井から住宅用火災警報器の中心までが15cm～50cm以内になるように設置する。

住宅用火災警報器の取付けを行います

三島市、裾野市、長泉町に住んでいる人で、住宅用火災警報器の取付けが困難な人を対象に取り付けを支援します。詳しくは富士山南東消防本部裾野消防署へお問い合わせください。